

## あきた県民文化芸術祭実施要綱

### (趣旨)

第1条 あきた県民文化芸術祭は、県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に併せて全国各地で取り組まれる文化プログラムを見据え、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 前条の趣旨に賛同し、参加を表明する文化芸術関連事業（9月1日から11月30日までの3ヶ月間に開催するもの）の総称を「あきた県民文化芸術祭」とする。

2 9月1日から11月30日までの3ヶ月間のうち10月第一土曜日又は日曜日から11月3日までを特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として、「文化芸術振興月間」とする。

### (実施概要)

第3条 県は、県主催事業を含め、あきた県民文化芸術祭に参加することとした市町村及び文化団体等の文化芸術関連事業について、ウェブサイト等を通じて広報活動を行う。

### (申込手続き)

第4条 あきた県民文化芸術祭に参加しようとする団体等の代表者は、あきた県民文化芸術祭参加申込書（様式1）に開催要項等事業の概要が分かる書類を添付して県へ提出するものとする。

### (参加承認基準)

第5条 県は、前条により申込のあった事業について、第1条の趣旨に合致するか審査し、承認又は不承認の結果を通知するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は不承認とする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき
- (3) あきた県民文化芸術祭の品位を傷つけるおそれがあるもの
- (4) 特定個人の売名等に利用するもの
- (5) 私的な利益を追求しようとするもの
- (6) 一般の人に公開されないもの

2 申込者が民間団体の場合は次の基準を満たしていることとする。

- (1) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること
- (2) 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止についての法令が遵守されているとともに、十分な設備措置が講じられていること

(広報)

第6条 県は第4条の規定による申込を受け、前条の規程によりあきた県民文化芸術祭への参加を承認した場合は、県が作成するウェブサイト等において広報するとともに、それぞれの事業主体は、自らが作成するポスター、プログラム、看板等に「あきた県民文化芸術祭」と掲載することができるものとする。

(県の後援)

第7条 あきた県民文化芸術祭の参加に加えて県の後援承認を申請する場合は、第4条の書類に加え、事業の収支予算書並びに主催者の存在や基礎を明らかにする書類（団体規約等）及び役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類（役員名簿等）を提出するものとする。

(事業報告)

第8条 事業主体は、実施期間の終了後1ヶ月以内にあきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書（様式2）を県に提出する。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 事業主体は、やむを得ない事情により事業内容を変更又は中止する必要がある場合は、速やかに県に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式1)

あきた県民文化芸術祭参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

あきた県民文化芸術祭に参加を申し込みます。

(ふりがな)	
公演・行事名	
主催者	
開催日時	月 日 ( ~ )
開催会場名	
会場住所	〒
入場料等	無料 ・ 有料 ( 円)
公演・行事の内容 (100字程度)	
一般問い合わせ先 電話番号	
問い合わせ先 (団体名・施設名等)	
問い合わせ先 (その他 URL 等)	
秋田県後援名義	申請する ・ 申請しない ※2 参照
担当者(所属)	
担当者(氏名)	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
担当者E-mail	

※1 画像の掲載を希望される場合は、画像データも併せて提出してください。

画像はホームページ等に掲載しますので、著作権等の問題のないものを提出してください。

※2 秋田県の後援名義申請をする場合は、本申請書に加えて、事業の収支予算書並びに主催者の存在や基礎を明らかにする書類(団体規約等)及び役員その他事業関係者の住所や役職名等を明らかにする書類(役員名簿等)を提出してください。

(様式2)

あきた県民文化芸術祭参加事業実施報告書

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課長

住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号

印

あきた県民文化芸術祭の参加承認を受けた事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

(ふりがな)	
公演・行事名	
主催者	
開催日時	月 日 ( ~ )
開催会場名	
会場住所	〒
入場料等	無料 ・ 有料 ( 円)
公演・行事の結果	
事業参加者数	出演者 人 入場者 人

- ※1 プログラム、チラシ、その他事業の実施状況を明らかにするもの(写真等)等を添付してください。
- ※2 秋田県の後援名義承認を受けた事業の場合は、本報告書に加えて事業の収支決算書も添付してください。

# あきた県民文化芸術祭2017実施要領

平成29年4月  
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課

## 1 趣 旨

県内の文化芸術事業を集中的・一体的に実施することにより、国民文化祭で培われた成果を継承するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に併せて全国各地で取り組まれる文化プログラムを見据え、県民の文化活動の活発な取組を推進し、文化の力で秋田の元気創出を図ることを目的とする。

## 2 主 催

秋田県

## 3 共 催

秋田県教育委員会  
一般社団法人 秋田県芸術文化協会

## 4 後 援

秋田魁新報社・朝日新聞秋田総局・毎日新聞秋田支局・読売新聞秋田支局・河北新報社・産経新聞社秋田支局・日本経済新聞社秋田支局・北羽新報社・NHK秋田放送局・ABS秋田放送・AKT秋田テレビ・AAB秋田朝日放送・エフエム秋田

## 5 市町村・民間団体活動の参加承認

「あきた県民文化芸術祭」の趣旨に合致する市町村や民間団体等の文化事業について、「あきた県民文化芸術祭」への参加を承認し、県が作成するウェブサイト等において広報するとともに、それぞれの事業主体が作成するポスター、プログラム、看板等に「あきた県民文化芸術祭」と掲載することができるものとし、相互に事業の拡充を図る。

## 6 開催期間

あきた県民文化芸術祭：平成29年9月1日（金）～11月30日（木）  
文化芸術振興月間：平成29年10月1日（日）～11月3日（金・祝）  
※文化芸術振興月間・・・9月1日から11月30日までの3ヶ月間のうち特に文化芸術関連事業を集中的に行う期間として定めたもの。

## 7 開催予定の事業

別紙のとおり

## 8 事務局

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1  
秋田県観光文化スポーツ部文化振興課調整・文化振興班  
Tel：018-860-1530 Fax：018-860-3880  
Email：bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

## 9 その他

情報配信サイト「ブンカDEゲンキ」にて、情報提供や参加を呼びかける。  
<http://common3.pref.akita.lg.jp/bunka/>

## あきた県民文化芸術祭2017

## 1. 県主催事業 (●印は文化芸術振興月間内の事業)

名称	日時	場所	共催者等(予定)
1. 第21回 秋田県青少年 音楽コンクール 【ピアノ部門】 【弦楽器部門、声楽部門】 【管・打楽器部門】	【ピアノ部門】●10/28(土)・29(日)	アトリオン4F 音楽ホール	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 エントリー料 3,000円
	【弦楽器部門、声楽部門】11/25(土)		
	【管・打楽器部門】11/26(日)		
音楽家憧れのアトリオン音楽ホールで行われる、青少年を対象とした音楽コンクール。「ピアノ部門」「弦楽器部門、声楽部門」「管・打楽器部門」を開催。			
2. あきたの文芸 第50集	【作品募集期間】6/1(木)～8/31(木)	県庁大会議室	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 投稿料 1,000円
	【表彰式】11/15(水)予定		
小説・評論、詩、短歌、俳句、川柳、エッセイの6部門の文芸作品を県民から広く募集し文芸集を刊行。今年度は50周年記念事業として文芸講座、講演会を開催。			
3. あきたの美術 2017展	【展示】●10/28(土)～11/5(日)	県立美術館1F 県民ギャラリー	・秋田県教育委員会 ・一般社団法人 秋田県 芸術文化協会 入場料 無料
	秋田を拠点に活躍するアーティストの作品を幅広い分野で紹介する展覧会。		

## ■秋田県が主催するその他の文化事業

- ①第59回秋田県美術展覧会 6/29(木)～7/5(水) アトリオン・秋田市立千秋美術館・県立美術館  
 ②若手アーティスト支援事業 9月、10月、2月、3月(予定) アトリオン  
 ③第43回秋田県芸術選奨 H30.2/2(金) 表彰式 県正庁

## 2. その他の事業 (●印は文化芸術振興月間内の事業)

名称	日時	場所	主催
1. 新・秋田の行事 in 大仙2017	【伝統芸能】●10/14(土)・15(日)	大曲市民会館 他	・新・秋田の行事実行 委員会 入場料 無料
	秋田県を代表する伝統芸能等を一堂に会し、秋田でしか味わえない新しい伝統芸能の祭典を開催。14日は大曲の花火「秋の章」同時開催。		
2. 第2回石井漠・ 土方巽記念国際 ダンスフェスティバル 『踊る。秋田2017』	【舞踊・舞踏】●10/26(木)～29(日) 他	秋田県児童会館	・石井漠・土方巽記念国際舞 踊舞踏フェスティバル実行 委員会 ※詳細未定
	石井漠、土方巽を生んだ舞踊・舞踏の聖地秋田で行うフェスティバル。今年度は出演者を公募し上演。アウトリーチ公演やワークショップも開催。		
3. 秋田の先人に光を 当てたミュージカ ル公演(仮称)	【ミュージカル】11/5(日)～H30.2/25(日)(予定)	秋田市にぎわい交流館 AU	・ミュージカル「東海林太郎」 公演実行委員会 ※詳細未定
	秋田の偉人にまつわる物語をミュージカルとして公演。		
4. 池田修三木版画展	【展示】7～11月(予定)	にかほ市象潟 他	・まちびとプロジェクト実 行委員会 ※詳細未定
	にかほ市象潟出身の木版画家池田修三の作品展をにかほ市及び県外で開催予定。		
5. アキタ・ミュージ ック・フェスティバ ル	【演奏】9/2(土)・3(日)	エリアなかいち にぎわい広場 他	・AMF 実行委員会 入場料 無料
	秋田市中心市街地において開催される音楽イベント。		